

## 手当の一部支給停止について（児童扶養手当法第13条の3）

支給要件該当日から7年を経過した場合、又は児童扶養手当の受給開始から5年を経過した場合は、受給資格者やその子ども等の障害・疾病等により就業が困難な事情がないにもかかわらず、就業意欲がみられない方について、児童扶養手当の支給額の2分の1が停止されます。

ただし、認定請求をした日に3歳未満の児童を監護する受給資格者については、児童が満3歳に達した月の翌月の初日から起算して5年を経過したときから、支給額の2分の1が支給停止されます。

### 「満了月」について

支給要件に該当してから7年を経過した月、又は、児童扶養手当を受給した月から5年を経過した月を「満了月」といいます。

#### < 増額請求・減額改定をしていない場合 >

・平成15年4月1日以降に児童扶養手当を受給している受給資格者については、支給開始月から5年を経過した月が該当

- 支給開始月が平成15年5月なら、満了月は平成20年4月
- 支給開始月が平成31年4月なら、満了月は令和6年3月

・平成15年4月1日以降に児童扶養手当の支給要件に該当(①)し、その後請求をした場合(②)、①から7年を経過した月と、②から5年を経過した月のどちらか早い方が該当

- 支給要件該当年月日が平成15年6月(①)で、支給開始月が平成17年5月(②)の場合
  - ①から7年経過した月 …… 平成22年5月
  - ②から5年経過した月 …… 平成22年4月
- ①より②の方が早く該当するので、②が満了月

・請求時点で3歳未満の児童がいる場合は、児童が満3歳に達した月の翌月の初日から起算して5年を経過したときが該当

※3歳に達した日とは誕生日の前日のため、月の初日生まれの場合は前月末日が該当日です。

- 請求時点で平成18年6月3日生まれの児童がいて、支給要件該当年月が平成19年8月、平成19年11月10日に請求し、支給開始月が平成19年12月の場合
  - 3歳に達した日 …… 平成21年6月2日(誕生日の前日)
  - 3歳に達した日の属する月 …… 平成21年6月
  - 3歳に達した日の属する月の翌月の初日 …… 平成21年7月1日
  - 3歳に達した日の翌月の初日から起算して5年を経過した日 …… 平成26年6月30日
  - 満了月は平成26年6月

#### < 増額請求をした場合 >

・増額請求があった場合は、対象児童の支給開始月のうちどちらか遅いほうを受給者の支給開始年月と考え、そこから5年を経過した月が該当

- 平成19年8月21日(支給要件該当日)に離婚し、3人(長男・次男・三男)いる児童のうち1人(三男)が父と、2人(長男・次男)が母と生活することになった。  
母は平成19年9月15日に請求し、平成19年10月分から受給していた。

その後、父と生活をしていた児童を平成20年4月1日に引き取り、平成20年4月5日に増額請求をした。

◎引き取った児童が3歳以上の場合

①既認定の対象児童の支給開始月 … 平成19年10月+5年=平成24年9月

②増額請求をした対象児童の支給開始年月 … 平成20年5月+5年=平成25年4月

①より②の方が遅く該当するので、②が該当

◎引き取った児童が3歳未満の場合(増額児童の生年月日:平成18年7月5日)

①既認定の対象児童の支給開始年月日 … 平成19年10月+5年=平成24年9月

②増額請求をした対象児童の支給開始年月 … 平成20年5月+5年=平成25年4月

③増額児童が3歳に達した日の属する月の翌月の初日(平成21年8月1日)から起算して5年を経過した日 … 平成26年7月31日

→増額請求の時点で3歳未満の児童がいる場合は、児童が満3歳に達した月の翌月の初日から起算して5年を経過したときが該当するので、満了月は③の平成26年7月

＜ 減額改定をした場合 ＞

・3歳未満の児童が支給要件に該当しなくなり減額改定された場合、当該3歳未満児童が母の監護から外れた月の翌月の初日から起算して5年を経過した月が該当

○平成19年8月21日(支給要件該当日)に離婚し、母と児童3人が生活することになった。

母は、平成19年9月15日に請求し、平成19年10月分から受給していた。

その後、平成18年7月5日生まれの児童を平成21年5月3日に父が引き取り、母は減額改定をした。

・減額改定前の満了月 … 平成26年7月

・減額改定後の満了月

①母の監護から外れた月 … 平成21年5月

②母の監護から外れた月の翌月の初日 … 平成21年6月1日

③母の監護から外れた月の翌月の初日から起算して5年を経過した日 … 平成26年5月31日

→満了月は平成26年5月

・3歳未満であった児童が3歳到達後に支給要件に支給要件に該当しなくなり減額改定された場合でも、当該児童が3歳に達した日の属する月の翌月の初日から起算して5年を経過した月が該当

○平成19年8月21日(支給要件該当日)に離婚し、母と児童3人が生活することになった。

母は、平成19年9月15日に請求し、平成19年10月分から受給していた。

その後、平成18年7月5日生まれの児童を平成22年8月1日に父が引き取り、母は減額改定をした。

・減額改定前の満了月 … 平成26年7月

・減額改定後の満了月 … 平成26年7月

(減額改定時、対象児童は3歳以上であるため、満了月は減額改定前後で変更なし)

＜ 『母であり養育者』であった受給者が『母』となった場合 ＞

・養育者としての対象児童が当該受給資格者の養育から外れた時点において、受給資格者が母として3歳以上の支給対象児童を監護している場合には、母としての資格のみで手当を受給することとなる月の初日から起算して、5年を経過した月が該当

○受給資格者との続柄が子の対象児童と、続柄が姪の対象児童(姉の子)で受給していたが、姉が監護できる

こととなり児童(姉の子)を平成21年9月25日に引き取ったため、減額改定をした。

- ・減額改定前の満了月 … 養育者でもあるため、一部支給停止の適用はない
- ・減額改定後の満了月

- ①減額改定の事由発生日 … 平成21年9月25日
- ②減額改定の事由発生日の翌月の初日 … 平成21年10月1日
- ③減額改定の事由発生日の翌月の初日から起算して5年を経過した日 … 平成26年9月30日  
→満了月は平成26年9月

#### **一部支給停止の適用除外について**

下記の事由に該当する場合には、一部支給停止の措置は行われません(ただし、一部支給停止とならないためには届出が必要)。

##### **【適用除外事由】**

- ・受給資格者が就業している
- ・受給資格者が求職活動その他自立に向けた活動を行っている
- ・受給資格者が一定の障害状態にある
- ・受給資格者が負傷・疾病その他の理由により就業することが困難
- ・受給資格者の児童・親族が一定の障害等の状態にあり、介護のため就業することが困難

#### **手続きについて**

対象となる方へは、「児童扶養手当の受給に関する重要なお知らせ」等を送付しますので、お知らせをお読みになって、必要な手続きを行ってください。

なお、毎年8月に現況届を提出していただく際に、適用除外届の手続きも必要となります。